

【ダイコクドラッグ新宿 5 丁目薬店の管理及び運営事項】

■ ■ 管理及び運営事項

許可の区分	店舗販売業
店舗の名称	ダイコクドラッグ新宿 5 丁目薬店
店舗の所在地	東京都新宿区新宿 5 丁目 18 番 12 号 八重洲ビル 1F
許可番号	29 新保衛薬第 107 号
開設者氏名	株式会社 関東ダイコク 代表取締役 岡山 知生
店舗管理者氏名	松永 拓巳(登録販売者)「医薬品販売、情報提供、相談、在庫管理」
その他勤務する有資格者名及び担当業務	「医薬品販売、情報提供、相談、在庫管理」 登録販売者:草薙 祐輔、松本 健太、森田 僚介、津軽 恵、貝瀬 佑介、
発行日	令和 5 年 6 月 16 日
有効期間	平成 29 年 8 月 16 日から平成 35 年 8 月 15 日まで
取り扱う医薬品の区分	第 2 類医薬品(指定第②類医薬品、指定第㊦類医薬品) 第 3 類医薬品
勤務者の区別	登録販売者 着衣の色:ロング白衣白色 名札:氏名及び「登録販売者」と記載 一般従事者 責任者:青ショート着衣、その他:エプロン 名札:氏名のみ記載
営業時間	月曜から土曜:午前 9 時から午後 10 時まで 日曜・祝日:午前 10 時から午後 10 時まで 【特定販売受付時間】 月曜から土曜:午前 9 時 30 分から午後 9 時 30 分まで 日曜・祝日:午前 10 時 30 分から午後 9 時 30 分まで
定休日	通常はなし
相談先	営業時間内:店舗 TEL 03-5292-0330 営業時間外:本部 TEL 06-6630-9040 営業時間外で医薬品の購入又は譲受けの申込みを受理する時間なし
緊急時の連絡先	株式会社ダイコク 大阪本部 TEL 06-6630-9040

【要指導医薬品、一般用医薬品の販売制度・健康被害救済制度の掲示】

■ ■ 要指導医薬品、一般用医薬品の販売制度 1

要指導医薬品、一般用医薬品の販売制度が変わりました。

1. 医薬品をそのリスクに応じて、4つに分類します。
2. 医薬品のリスクに応じて、薬剤師などの専門家がご相談、情報提供の上、販売します。
3. 医薬品のリスクに応じて、陳列する場所が異なります。
4. 同じ薬効内でもリスクが混在しないよう、リスクごとに集めた陳列を行います。

■ ■ 要指導医薬品、一般用医薬品の販売制度 2

要指導医薬品と表示

要指導医薬品とパッケージに表示

(定義)：医療用から一般用に移行して間もなく、一般用としてのリスクが確定していない薬（スイッチ直後品目）と劇薬等の医薬品です。

(陳列)：販売時に薬剤師による情報提供が適切に行われるよう、販売側のみが手にとることができる方法で陳列します。

(情報提供の義務)：書面を用いて、適正使用のため必要な情報の提供を積極的に行います。

(対応する専門家)：薬剤師

(相談への対応)：相談に応じて、適正使用のため必要な情報を積極的に提供します。

(販売記録)：要指導医薬品を販売した場合は、専用用紙に必要事項（商品名、数量、薬剤師名、購入者理解）

第1類医薬品と表示

第1類医薬品とパッケージに表示

(定義)：特にリスクの高い医薬品で、副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがあり、その使用に際し特に注意が必要な医薬品です。

(陳列)：販売時に薬剤師による情報提供が適切に行われるよう、販売側のみが手にとることができる方法で陳列します。

(情報提供の義務)：書面を用いて、適正使用のため必要な情報を積極的に提供します。

(対応する専門家)：薬剤師

(相談への対応)：相談に応じて、適正使用のため必要な情報を提供します。

(販売記録)：第1類医薬品を販売した場合は、専用用紙に必要事項（商品名、数量、薬剤師名、購入者理解）

指定第2類医薬品と表示

第②類医薬品

第㊦類医薬品とパッケージに表示

(定義)：第2類医薬品のうち、特に注意を要する成分を含んだ医薬品です。

(陳列)：販売側のみが手にとることができる方法による他、販売時に情報提供を行う機会をより確保できるような陳列・販売方法となります。具体的には説明カウンターより7m以内に陳列します。

(情報提供)：適正使用のため必要な情報の提供に努めます。

(対応する専門家)：薬剤師又は登録販売者

(相談への対応)：相談に応じて、適正使用のため必要な情報を提供します。禁忌確認必須

(禁忌の確認を行い、使用については薬剤師又は登録販売者にご相談ください。)

第2類医薬品と表示

第2類医薬品とパッケージに表示

(定義)：リスクの比較的高い医薬品で、まれに副作用等が生ずるおそれがあり、その使用に際し注意が必要な医薬品です。

(陳列)：直接手に取ることができる陳列でもよいが、第1類医薬品と同様に区分陳列を行います。

(情報提供)：適正使用のため必要な情報の提供に努めます。

(対応する専門家)：薬剤師又は登録販売者

(相談への対応)：相談に応じて、適正使用のため必要な情報を提供します。

第3類医薬品と表示

第3類医薬品とパッケージに表示

(定義)：リスクが比較的低い医薬品で、身体の変調や不調を生じるおそれのある医薬品です。

(陳列)：区分陳列を行います。

(情報提供)：適正使用のため必要な情報の提供に努めます。

(対応する専門家)：薬剤師又は登録販売者

(相談への対応)：相談に応じて、適正使用のため必要な情報を提供します。

個人情報の取り扱い

個人情報の適正に取扱いを確保するための措置

(利用目的) 公的機関への報告のため利用することがあります。

※前記の場合を除き、第三者への開示に関しては、本人の承諾なくしては開示いたしません。

健康被害救済制度

医薬品等により健康被害を受けられた方を救済するための公的な制度です。

医薬品副作用被害救済制度

医薬品を適正な使用目的に従い、適正に使用したにもかかわらず、副作用によって一定レベル以上の健康被害が生じた場合に、医療費等の諸給付を行い、被害者の迅速な救済を図ろうとする公的な制度です。

対象となる健康被害は、昭和55年5月1日以降に使用した医薬品によって発生した副作用による疾病、傷害及び死亡です。(ただし、救済の対象とならない種類の医薬品や救済の対象とならない場合があります。)

[健康被害救済制度についてのお問合せ先]

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 TEL 0120-149-931(フリーダイヤル) <http://www.pmda.go.jp>

受付時間：月曜日から金曜日(祝日と年末年始を除く) 午前9時から午後5時30分

[くすり相談・医療機器相談窓口のご案内](電話相談)「医薬品医療機器総合機構」

TEL:03-3506-9457 受付時間：月～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～午後5時まで

その他必要な事項

1) 薬剤師不在時は要指導医薬品・第1類医薬品売場を閉鎖します。

(閉鎖時に要指導医薬品・第1類医薬品の販売は法律で禁じられています)

2) 薬剤師か登録販売者不在時の医薬品販売はできません。

3) 店では解決しない内容の苦情相談窓口は以下のとおりです。

保健所：新宿区保健所 衛生課 医薬衛生係 03-5273-3845

[業界の窓口] 日本チェーンドラッグストア協会 TEL:045-474-1311 : 受付時間 平日 8:30～17:00

新宿 5 丁目店 外観写真



店内 医薬品販売真



